

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和8年6月26日（金曜日）

開会 午前10時 0分

閉会 午前10時41分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	小 西 利 一	副委員長	荒 木 将之介
	委 員	川 緒 仁 宣	委 員	竹 下 かなこ
	〃	三 上 周 治	〃	岡 崎 亨 一
	〃	高 谷 幸 男	〃	剣 持 堅 吾
(欠 席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同主幹	関 藤 克 城	同庶務調査係主事	柴 田 美緒子

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	吉 田 理 子	政策監	難 波 敏 文
秘書室長	丸 野 裕 子		
総合政策部長	入 野 史 也	政策調整課長	林 啓 二
総務部長	三 宅 伸 明	総務課長	渡 邊 康 広
財政課長	岡 真 里	財産管理課長	浅 野 竜 治
契約検査課長	小 川 正 義	税務課長	高 谷 正 樹
あたたか市民部長	白 神 洋	あたたか市民部参与	林 直 方
デジタル推進課長	伊 藤 隆 広	ワンストップ課長	難 波 孝 次
ワンストップ課主幹	竹 下 あけみ	人権・まちづくり課長	河 原 睦 弘
交通政策課長	藤 原 優		
消防長	池 上 泰 史	消防総務課長	廣 惠 敏 孝
警防課長	松 本 鶴 哉	警防課主幹	木 田 悟 郎
警防課主幹	石 井 博 喜		

6 付議事件及びその結果
別紙のとおり

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

総務生活委員会審査報告書

令和8年6月26日

総社市議会議長 三宅 啓介 様

総務生活委員会
委員長 小西 利一

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条及び第143条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（総社市税条例の一部改正）	承認すべきである
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（総社市都市計画税条例の一部改正）	承認すべきである
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（総社市国民健康保険税条例の一部改正）	承認すべきである
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度総社市一般会計補正予算（第12号）のうち、本委員会の所管に属する部分	承認すべきである
議案第43号	総社市税条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第44号	財産の取得について	原案を可決すべきである
議案第49号	令和8年度総社市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
同意第9号	固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて	同意すべきである

意見第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて	推薦に同意すべきである
請願第 1 号	地方財政の充実・強化を求める請願書	採択すべきである

開会 午前10時0分

○小西利一委員長 ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（総社市税条例の一部改正）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○高谷正樹税務課長 失礼いたします。

それでは、承認第2号につきまして御説明いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法の定めるところにより、総社市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。これを市議会に御報告し、承認を求めようとするものでございます。

条例の改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に可決、成立し、令和8年4月1日から施行されることに伴い、同日から適用させる必要があるため、本市の税条例につきましても早急に改正を加える必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日に専決処分したものでございます。

お聞きいただきまして、総社市条例第18号、総社市税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

改正の内容につきましては、表でお示ししておりますように、改正後と改正前につきまして、各条項ごとに該当する部分に下線を引いております。これによりまして、改正の主なものにつきまして御説明いたします。

今回の改正におきましては、地方税法の改正によりまして、軽自動車税環境性能割が令和8年4月1日をもって廃止されたことに伴いまして、軽自動車税種別割の名称が軽自動車税に変更となりました。この影響によりまして、1ページの第18条の3、納税証明事項に関する規定や、2ページにかけましての第19条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金に関する規定をはじめ、8ページの第80条から13ページの第91条第2項及び同第7項まで、また附則につきましては、19ページから22ページの改正前附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例などの規定におきまして、削除を含め、所要の整備を行ったものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、第33条、所得割の課税標準でございますが、地方税法の改正に伴いまして、特定配当等に区分が変更されました。保有率が3%を超える大口株主への配当所得につきまして、引き続き総合課税の対象となり、市県民税所得割の課税対象となることとされたので、これを規定するものでございます。

3ページにかけましての第34条の7、寄附金税額控除の規定でございますが、復興特別所得税の

課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴いまして、地方税法が改正されたため、所要の整備を行ったものでございます。

6 ページから 7 ページにかけましての第36条の 3 の 3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定でございますが、所得税法の改正に伴い、公的年金受給者が公的年金保険者に対して提出する扶養親族等申告書に記載する内容が増加するため、関係する規定を整備するものでございます。

8 ページにかけましての第63条、固定資産税の免税点に関する規定でございますが、地方税法の改正に伴いまして、令和 9 年度の評価替えのタイミングで家屋及び償却資産の免税点を引き上げる改正を行うものでございます。

13ページの附則第 6 条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制につきましては、その実施期間が期限のない形で延長されたことに伴い、改正を行うものでございます。

また、16ページから17ページの附則第10条の 2、法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合でございますが、固定資産税に係る特例、いわゆるわがまち特例に関することでございます。多くは、地方税法改正によりまして、再生可能エネルギー発電設備のうち、対象となる資産が再区分されたことに伴いまして、参酌割合、言い換えれば標準的な割合が変更されたため、その割合に改めるものと、あわせて生じます項ずれを解消するものでございます。

また、改正後の同条第17項でございますが、不特定多数が利用する建築物にバリアフリー改修を実施した場合の特例につきまして、従前の特例割合である 3 分の 1 が参酌割合に規定されたわがまち特例に区分されたため、その割合で定めるものでございます。

26ページから27ページの改正後の附則第19条の 3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例に関する各項でございますが、暗号資産の譲渡等による所得の区分が変更されることに伴い、地方税法附則に新たに制定されたことにより、必要な規定を整備するものでございます。

また、これらのほか、今回の税制改正で生じた項ずれや条文削除が生じたことによる所要の整備を行った改正といたしております。

最後に、29ページからの改正附則でございますが、第 1 項では施行期日を定めておりまして、令和 8 年 4 月 1 日とすることと定めております。また、第 2 項につきましては、経過措置を定めております。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（総社市都市計画税条例の一部改正）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○高谷正樹税務課長 失礼いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明いたします。

こちらにつきましても、地方自治法に定めるところにより、総社市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、これを市議会に御報告し、承認を求めようとするものでございます。

条例の改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に可決、成立し、令和8年4月1日から施行されることに伴い、総社市都市計画税条例について早急に改正を加える必要が生じたので、令和8年3月31日に専決処分したものでございます。

条例の改正内容でございますが、総社市条例第19号、総社市都市計画税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

今回、改正いたしましたのは、本条例の附則に規定されております、いわゆるわがまち特例の規定を含む課税標準の特例につきまして、地方税法改正によりまして生じた項ずれを解消するための改正が大半となるものでございます。

また、1ページ目の改正後の第8項でございますが、市税条例でも御説明させていただきました、不特定多数が利用する建築物にバリアフリー改修を実施した場合の特例につきまして、従前の特例割合である3分の1が参酌割合に規定されたわがまち特例に区分されたため、その割合で定めるものでございます。

最後のページとなりますが、改正附則でございます。

第1項では施行期日、第2項では経過措置を定めております。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（総社市国民健康保険税条例の一部改正）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

ワンストップ課長。

○難波孝次ワンストップ課長 失礼いたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

これは、地方自治法の定めるところにより、総社市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

条例の改正理由でございますが、子ども・子育て支援法及び地方税法施行令の一部改正により、子ども・子育て支援納付金が創設されたこと、並びに国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得が見直されたことから、本市の国民健康保険税条例につきまして早急に改正を行う必要が生じたため、令和8年3月31日に専決処分をしたものでございます。

条例の改正につきましては、改正前後表により御説明申し上げますので、総社市税条例第20号、総社市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

まず、1ページから2ページにかけまして、第2条第1項第1号及び第4号につきましては、国民健康保険税の課税区分へ子ども・子育て納付金の追加を行うものでございます。

2ページの同条第2項につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に改めるものでございます。

同条第5項につきましては、子ども・子育て支援納付金の算定について、所得割額、並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、18歳以上の被保険者について算定した18歳以上被保険者均等割額を加算し、加算後の課税限度額を3万円とするものでございます。

次に、第3条第1項及び3ページの第5条第1項につきましては、条文の整理を行ったものでご

ざいます。

第9条の2から4ページの第9条の5までにつきましては、子ども・子育て支援納付金の所得割の税率や均等割、平等割の額などを定めるものでございます。

次に、4ページの第21条第1項につきましては、国民健康保険税の基礎課税額減額後の限度額を記載のとおり改めるものでございまして、同条第1項第1号から6ページの第3号までは、子ども・子育て支援納付金における減額対象世帯の所得判定基準と軽減額などを定め、6ページの同条第2項第3号におきましては、子ども・子育て支援納付金の未就学児に係る減額を、7ページから8ページの同条第3項におきましては、産前産後の被保険者に係る減額を定めるものでございます。また、同条第4項においては、18歳未満の被保険者の子ども・子育て納付金の均等割額の全額軽減について定めるものでございます。

次に、附則についてでございますが、8ページから12ページの附則第7項から第17項につきましては、国民健康保険税の課税の特例につきまして、記載の各所得に子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を加えるものでございます。

最後に、この条例の適用についてでございますが、改正後の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までにつきましては従前の例によることといたしております。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度総社市一般会計補正予算（第12号））のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○岡 真里財政課長 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この専決処分は、令和7年度総社市一般会計補正予算（第12号）であり、歳入では、市税、地方消費税交付金、地方交付税、財産収入及び市債等の確定、並びに確定見込みに伴い、また歳出では、国庫返還金及び負担金の確定等に伴い、早急に補正予算を定める必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、令和8年3月31日に専決処分をしたものでございます。

それでは、本委員会の所管に属する部分につきまして御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ379億6,300万円とするものでございます。

内容につきまして、事項別明細書により歳入から御説明いたしますので、12ページ、13ページを御覧ください。

まず、第1款市税につきましては、決算見込みにより補正するもので、第1項市民税は個人市民税と法人市民税合わせて3億5,700万円の増額、第2項固定資産税は1億2,400万円の増額、第3項軽自動車税は2,300万円、第4項市たばこ税は1,800万円、第7項都市計画税は300万円、それぞれ増額でございます。

次に、第2款地方譲与税から、次の14、15ページの一番下、第12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、令和7年度分の交付額が確定したことによる補正で、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

16ページ、17ページを御覧ください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金、第1節総務管理費補助金2,774万9,000円につきましては、デジタル基盤改革支援補助金の交付額決定によるものでございます。

第16款県支出金、第3項委託金、第2目総務費委託金、第2節徴税費委託金1,370万円の増額は、県税徴収委託金の額確定に伴うものでございます。

第17款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入2億1,960万5,000円の増額につきましては、主には旧真壁住宅の売払収入でございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の減額につきましては、財源調整で、第11目庁舎等整備事業基金繰入金につきましては、新庁舎建設費の額確定に伴う減額でございます。

第21款諸収入、第5項雑入につきましては、予算調製でございます。

第22款市債、第1項市債のうち、本委員会の所管に属するものは、第9目消防債520万円の減額で、消防庁舎LED整備及び防火水槽修繕の起債対象事業費の確定により減額するものでございます。

次に、歳出について御説明しますので、20ページ、21ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第24節積立金のうち、本委員会の所管に属するものは、説明欄一つ目と三つ目で、利息の積立額の増額と森林環境譲与税の確定による基金への積立てでございます。

第13款予備費の減額は、予算調製でございます。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたしますので、6ページ、7ページへお戻りください。

第3表地方債補正のうち、本委員会の所管に属するものは、上から八つ目の消防施設整備事業と、その下の防災施設整備事業で、歳入の市債の項で御説明いたしましたとおり、事業費の確定により、市債の減額に伴いその限度額を変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法について、変更はございません。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は承認すべきであると決定されました。

次に、議案第43号 総社市税条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○高谷正樹税務課長 失礼いたします。

議案第43号 総社市税条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

条例の改正理由でございますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が改正されたことにより、特別償却設備に係る不均一課税の適用期間等が延長されたため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

お聞きいただきまして、総社市税条例の一部を改正する条例を御覧ください。

改正の内容につきましては、表でお示ししておりますように、改正後と改正前につきまして該当する部分に下線を引いております。これによりまして御説明いたします。

今回の改正につきましては、第62条の3第2項でございます。この規定でございますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令に関します不均一課税に関する関係条文でございます。

この制度でございますが、企業の本社機能の東京23区から地方への全部、または一部の移転や地方の拠点の強化が要件でございます。これを促進することで、地方の雇用を創出することを目的としておりまして、地域再生法に基づいて、都道府県知事から整備計画の認定を受けた民間企業等に対しまして、固定資産税の税制上の優遇措置を設けることによって、企業誘致や雇用の促進を図るものでございます。

今回、この地域再生法の地方公共団体等を定める省令の一部に改正がございまして、認定期間が令和8年3月31日までから令和10年3月31日までに2年間延長されました。これに伴いまして、市税条例におきましても、不均一課税に係る関係条文を整備する必要が生じたので、改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項では施行期日を定めておりまして、第2項では経過措置を定めております。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第44号 財産の取得についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

消防総務課長。

○廣恵敏孝消防総務課長 議案第44号 財産の取得について御説明申し上げます。

このたび取得しようとする財産は、救急体制の充実強化を図るために高規格救急自動車1台を更新しようとするものでございます。

契約の方法といたしましては指名競争入札とし、5月14日に入札を行ったところ、岡山トヨタ自動車株式会社が消費税等を含め3,883万円で落札いたしました。落札金額が予定価格内でありましたので、5月14日に同社と仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約をしようとするものでございます。なお、この納入期限は、令和9年3月31日といたしております。

この契約につきましては、購入予定価格が2,000万円以上であり、総社市財産条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川緒委員。

○川緒仁宣委員 失礼いたします。

今回のこの車両購入ということで、主要装備品の中で本市として絶対に欲しいという特徴として装備されているものはどれでしょうか。

○小西利一委員長 警防課長。

○松本鶴哉警防課長 川緒委員の御質問にお答えさせていただきます。

新しく入る救急車の特徴というところでございますが、このたびの更新車両は前回更新した車両装備とほぼ同等となっておりますが、前回では岡山下で初めての電動ストレッチャー、こちらを導入させていただいており、このたびも導入をさせていただいております。傷病者の安全、それから不安軽減、これを図れているものと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長 川緒委員。

○川緒仁宣委員 ありがとうございます。市民の救急搬送の場合の安全・安心というところで、もう1台、2台と増えていけばいいかなと思ってますので、よろしくお願いいたします。

○小西利一委員長 他に質疑ありませんか。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員 すみません。私も、電動ストレッチャーについてまたお伺いします。

この新しい救急車に導入されれば、今後も全て電動ストレッチャーに変わるという認識でよろしいんですか。今たしか電動ストレッチャー、以前の購入した救急車1台に入っという記憶をしておるんですが、この2台目に電動ストレッチャーも入ると、救急車は合計市内に5台あると聞いておるので、あと残りの救急車3台が更新されれば、その都度電動ストレッチャーになるという認識でよろしいでしょうか。

○小西利一委員長 警防課長。

○松本鶴哉警防課長 岡崎委員の御質問にお答えさせていただきます。

電動ストレッチャーにつきましては、車両更新に合わせて順次購入、車両の配備を目指していくところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第49号 令和8年度総社市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○岡 真里財政課長 議案第49号 令和8年度総社市一般会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度途中における事業の推進等に必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344億5,900万円とするものでございます。

それでは、本委員会の所管に属するものにつきまして、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費、第12節委託料146万3,000円の増額は、阿曾地内における県道271号線の拡幅工事に伴い、現在の電柱が移設されるため、当該電柱に共架している光通信線を付け替えようとするものでございます。

第13款予備費61万8,000円の増額につきましては、予算調製でございます。

次に、歳入について御説明しますので、予算書8ページ、9ページにお戻りください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金3,230万円の増額は、財源調整でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入のうち、説明欄二つ目のその他雑入8万1,000円の減額は、予算調製でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用した質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事務・事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については、可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、同意第9号 固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○高谷正樹税務課長 失礼いたします。

同意第9号 固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて御説明を申し上げます。

本市の固定資産評価員でございます本市政策監の難波敏文氏の後任となる評価員を、地方税法第404条第2項の規定によりまして、市議会の同意をいただき、選任しようとするものでございます。

後任は、現在の総社市総務部長の三宅申明氏、59歳でございます。経歴につきましては、税務事務を取り扱っておりました旧山手村総務課に多年にわたり在籍し、幅広く地方税の経験があること

から、固定資産評価に関しても知見があり、適任と考えられますので、御同意をいただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意すべきであると決定いたしました。

次に、意見第2号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

人権・まちづくり課課長。

○河原睦弘人権・まちづくり課長 意見第2号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本市推薦の人権擁護委員13名のうち1名の方が令和8年2月28日付で辞任されたため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の御意見をお伺いし、候補者を推薦しようとするものでございます。

意見第2号に係る候補者は、総社市清音柿木にお住まいの大村和康氏で、この方を新たに推薦したいと考えております。大村氏におかれましては、平成27年3月にJ T J 宣教神学校牧師志願科を御卒業され、現在ヴィレッジチャーチ清音の牧師として御活躍中でございます。日頃から牧師として孤独や寂しさを抱える方々の御相談に応じられているほか、子ども食堂など、子どもの居場所づくりの活動にも取り組まれておられます。さらに、清音小学校やきよね認定こども園のPTA会長を歴任されるなど、地域の活動にも深く関わってこられました。人格、識見が高く、人権擁護について御理解があり、人権擁護委員として適任であると考えます。

提案理由は、以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、本件に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、本件に対する討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は推薦に同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は推薦に同意すべきであると決定いたしました。

次に、請願第1号 地方財政の充実・強化を求める請願書の審査に入ります。

本件について当局から説明があれば説明願います。

財政課長。

○岡 真里財政課長 当局からの意見はございません。

○小西利一委員長 この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

○小西利一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に御意見はございませんか。

意見を言っていただけますか、採択なら採択の、休憩中に言われたことを。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員 令和7年国勢調査でもあったように、我が市においても、約300人以上の人口減少が始まっているこの時代において、やはり国策で地方が左右されることは多々本当にありますものですから、この地方財政の充実・強化を国に求めていくのは、地方としては当たり前のことではないかと思っておりますので、採択でいきたいと思っております。

以上です。

○小西利一委員長 他に御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は採択すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきであると決定いたしました。

なお、本件に関する議案を委員会で提出することとし、その作成につきましては委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小西利一委員長 異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時41分